明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（国土交通四二三）　一
○登録講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件（同四二四）　六
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同四二五）　三
〔公告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分関係　三五
裁判所
破産、免責関係　三三
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　四六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　四六
会社その他
会社決算公告　四六